

# 高収益作物次期作支援交付金運用見直しにともなう追加措置申請にかかる誓約書

有田市農業再生協議会 様

標記事業申請にあたり、下記について誓約します。☑を記入。

- 今後、農林水産省が対象となる機械や資材等の修正や条件を追加する可能性があり、対象から外れる可能性があることを了承したうえで申請します。
- 投資した機械や資材等について、国・県・市の他の補助事業を受けていません。
- 追加措置の対象として申請する機械や資材等は、本交付金の対象品目に限定して使用し、かつ、生産性向上のために投資したことに間違いなく、今後とも下記の内容及び目的で使用します。

【内容及び目的を記載】 (例1：肥料Aを導入したことで、みかんに〇〇の効果を見込む。)  
(例2：機械Cを導入することで□□□の効果が見込まれる。)

- 投資した機械や資材等について、「購入が確認でき、次期作に取組んだ」ことがわかる下記の書類を提出します。
  - 機械や資材などの発注書（受注書）、納品書及び領収書等の証拠書類
  - 納品された機械や資材等の写真
  - 次期作（今年作）に取組んだことがわかる作業日誌・防除暦等
  - その他（※中古品の場合減価償却期間が2年以上ある証明等）

- 本交付金を申請した翌年度から5年間（令和8年3月末まで）は、必ず関係書類を保管します。事業実施主体から提出を求められた場合は、すみやかに提出します。
- 交付金を返還する必要がある場合は、すみやかに事業実施主体に報告するとともに、事業実施主体及び近畿農政局の指示のもと交付金を返還します。

令和 年 月 日 住所：

氏名(自筆署名)： 印